

一、本会議の審議概要

○昭和六十年十月十四日 月曜日

開会 午前十時二分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る国民生活・経済に関する調査特別委員会、外交・総合安全保障に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る外交・総合安全保障に関する調査特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十名か

備

考

ら成るエネルギー対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は、特別委員を指名した。

政治倫理綱領案（遠藤要君外七名発議）（委員会審査省略要求事件）

行為規範案（遠藤要君外七名発議）（委員会審査省略要求事件）

参議院政治倫理審査会規程案（遠藤要君外七名発議）（委員会審査省略要求事件）

参議院規則の一部を改正する規則案（遠藤要君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の四案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、遠藤要君から趣旨説明があつた後、第一乃至第三の議案は可決、第四の議案は全会一致をもつて可決された。

休憩 午前十時十七分

再開 午後四時一分

日程第 二 会期の件

右の件は、六十二日間とすることに決した。

北海道開発審議会委員及び鉄道建設審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、北海道開発審議会委員に対馬孝且君、鉄道建設審議会委員に藤田正明君、土屋義彦君、小柳勇君、桑名義治君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、航空事故調査委員会委員長に武田峻君を任命したことを全会一致をもつて承認することに決し、検査官に中村清君、公共企業体等労働委員会委員に青木勇之助君、

一〇・一四 開会式

（衆議院）

一〇・一四 国務大臣の演説

一六、一七 演説に対する質疑

市原昌三郎君、氏原正治郎君、神代和俊君、舟橋尚道君、堀秀夫君、山口俊夫君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

日程第三 国務大臣の演説に関する件

中曾根内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後四時三十三分

○昭和六十年十月十七日 木曜日

開会 午前十時一分

議員園田清充君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、成相善十君が哀悼の辞を述べた。

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第二日）

久保亘君、加藤武徳君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時八分

○昭和六十年十月十八日 金曜日

開会 午前十時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、社会保険審査会委員に佐分利輝彦君を任命したことを承認することに決し、中央社会保険医療協議会委員に三藤邦彦君を任命したことを全会一致をもつて承認することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第三日）

藤原房雄君、安武洋子君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時三十四分

再開 午後一時二分

休憩前に引続き、田渕哲也君、寺田熊雄君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後一時五十八分

○昭和六十年十一月十五日 金曜日

開会 午前十一時四十二分

議長は、新たに当選した議員守住有信君を議院に紹介した後、同君を通信委員に指名した。

日程第一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十一時四十六分

○昭和六十年十一月二十九日 金曜日

開会 午前十時一分

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(趣旨説明)

右は、日程に追加し、後藤田國務大臣から趣旨説明があつた後、野田哲君、太田淳夫君、内藤功君、山田勇君がそれぞれ質疑をした。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力委員会に向坊隆君、公害健康被害補償不服審査会委員に中島二郎君、運輸審議会委員に隅健三君、電波監理審議会委員に生田正輝君、田淵節也君、地方財政審議会委員に胡子英幸君、松島五郎君、山本成美君を任命することに同意すること、に決し、公害健康被害補償不服審査会委員に山本秀夫君、社会保険審査会委員に月橋得郎君、日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一君、地方財政審議会委員に武田隆夫君、知野虎雄君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

日程第一 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(衆議院議決)

一一・二八 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(閣法第一号)

一一・二九 ランシップ・カンシー・インド首相の演説(衆議院議場)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 日本体育・学校健康センター法案（第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆

議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十一時四十四分

○昭和六十年十二月四日 水曜日

開会 午後二時一分

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣、古屋自治大臣から順次趣旨説明があつた後、佐藤三吾君、中野鉄造君、近藤忠孝君、井上計君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後三時三十九分

○昭和六十年十二月九日 月曜日

開会 午前十時一分

（衆議院議決）

一一・三 国家公務員等共済組合法等

の一部を改正する法律案

（第百二回国会閣法第八一

号）（修正）

地方公務員等共済組合法等

の一部を改正する法律案

（第百二回国会閣法第八四

一一・六

農林漁業団体職員共済組

法の一部を改正する法律案

（第百二回国会閣法第八三

号）（修正）

私立学校教職員共済組合法

等の一部を改正する法律案

（第百二回国会閣法第八二

号）

日程第一 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案及び私立学校教職員共

済組合法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、佐藤農林水産大臣、松永文部大臣から順次趣旨説明があつた後、本岡昭次君、刈田貞子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前十一時十二分

○昭和六十年十二月十三日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこ

れに関する説明書

右の件は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第三 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案（内閣提

出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第四 特定石油製品輸入暫定措置法案（内閣提出、衆議院送付）

一一・一三 衆議院会期延長議決（七

日間）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
散会 午前十時二十五分

○昭和六十年十二月二十日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第一百二回国会内閣提出、第一百三回国会衆議院送付）

日程第五 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第一百二回国会内閣提出、第一百三回国会衆議院送付）

日程第八 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第九 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付）

日程第一〇 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付）

日程第一一 医療法の一部を改正する法律案（第百一回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付）

日程第一二 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の十二案は一括して議題とし、内閣委員長、法務委員長、文教委員長、農林水産委員長、地方行政委員長及び社会労働委員長から、順次委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一乃至第三、第五及び第六は可決、日程第八及び第一二は全会一致をもつて可決、日程第一一は可決され、次いで日程第四、第七、第九及び第一〇は討論の後、委員長報告のとおり修正議決された。

日程第一三乃至第二九の請願

右の請願は、運輸委員長外六委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、情報公開法案（第百二回国会参第二号）

法務委員会

- 一、 集団代表訴訟に関する法律案（第百一回国会参第六号）
- 一、 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第百一回国会参第一〇号）
- 一、 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第百一回国会参第一七号）
- 一、 人事訴訟手続法の一部を改正する法律案（第百二回国会参第七号）

文教委員会

- 一、 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百一回国会参第一一
号）
- 一、 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法
律案（第百一回国会参第一六号）

建設委員会

- 一、 都市緑化促進法案（第百一回国会参第九号）

議院運営委員会

- 一、 議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

- 一、 海洋開発基本法案（第百一回国会参第七号）
- 一、 海洋開発委員会設置法案（第百一回国会参第八号）

事務総長辞任の件

右の件は、これを許可することに決した。

事務総長の選挙

（衆議院議決）

一一・二〇 国家公務員等共済組合法

等の一部を改正する法律
案（第百二回国会閣法第
八一号）（参議院回付案に
同意）

私立学校教職員共済組
法等の一部を改正する法
律案（第百二回国会閣法
第八二号）（参議院回付案
に同意）

農林漁業団体職員共済組
合法の一部を改正する法
律案（第百二回国会閣法
第八三号）（参議院回付案
に同意）

地方公務員等共済組合法

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は加藤木理勝君を指名した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午前十一時六分

等の一部を改正する法律案（第百二回国会閣法第八四号）（参議院回付案に同意）

(2) 議案件名一覧

●内閣提出法律案（一九件）（うち前国会から継続七件）

●両院通過（一六件）（うち前国会から継続六件）

- 一 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案
- 二 一般電気事業者及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案
- 三 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
- 四 特定石油製品輸入暫定措置法案（修）
- 五 関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 六 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 七 特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置

- 八 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
- 九 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

- 一〇 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| 第百一回 国会六七 | 医療法の一部を改正する法律案（修） |
| 第百二回 国会一八 | 日本体育・学校健康センター法案 |
| 第百二回 国会八一 | 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意） |
| 第百二回 国会八二 | 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意） |
| 第百二回 国会八三 | 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意） |
| 第百二回 国会八四 | 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意） |

●衆議院継続（三件）（うち前国会から継続一件）

（件名の上の数字は提出番号、件名の下の（修）は本院修正、（修）は衆議院修正を示す）

- 一一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
- 一二 職業安定法等の一部を改正する法律案
- 第百一回 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 第百二回 国会八二

●本院議員提出法律案（一二二件）（うち前国会から継続一一件）

●本院継続（一〇件）（いずれも前国会から継続）

- 第百一回 集団代表訴訟に関する法律案
- 第百二回 海洋開発基本法案
- 第百一回 海洋開発委員会設置法案
- 第百二回 都市緑化促進法案
- 第百一回 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 第百二回 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案
- 第百一回 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 第百二回 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 第百一回 情報公開法案
- 第百二回 人事訴訟手続法の一部を改正する法律案

●本院未了（二件）（うち前国会から継続一件）

- 一 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
- 第百二回 林業労働法案
- 国会 五

●衆議院議員提出法律案（四六件）（うち前国会から継続四三件）

●両院通過（三件）

- 一 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 二 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 三 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（三六件）（いずれも前国会から継続）

- 第百二回 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 第百一回 短時間労働者保護法案
- 第百二回 短時間労働者及び短時間労働者の保護に関する
- 第百一回 国会 三

法律案

第百一四回 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

法律案

第百一六回 母子保健法の一部を改正する法律案

第百一七回 児童福祉法の一部を改正する法律案

第百一九回 水俣病問題総合調査法案

第百二〇回 環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案

第百二一回 外国人登録法の一部を改正する法律案

第百二二回 武器等の輸出の禁止等に関する法律案

第百二四回 地域交通整備法案

第百二五回 交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案

第百二六回 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

法律案

第百二八回 農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案

法律案

第百二九回 総合食糧管理法案

第百三〇回 農民組合法案

第百三一回 官公需についての中小企業者の受注の確保に

関する法律の一部を改正する法律案

第百一回 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

法律案

第百一三回 大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案

第百二二回 学校教育法の一部を改正する法律案

第百二四回 学校教育法等の一部を改正する法律案

第百二五回 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

第百二六回 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案

第百二八回 児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

第百二九回 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

法律案

第百二〇回 雇用保険法の一部を改正する法律案

法律案

第百二六回 定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案

第百二七回 家内労働法の一部を改正する法律案

第百二七回 家内労働法の一部を改正する法律案

第百二八回
流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案

第百二十九回
都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案

第百二〇回
地域林業振興法案

第百二二回
地域福祉保健活動の推進に関する法律案

第百二四回
住宅基本法案

第百二二回
大規模小売店舗等調整法案

第百二八回
鶏卵の需給の安定に関する法律案

第百二九回
採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案

●衆議院未了
(六件)(いずれも前国会から継続)

第百一〇回
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

第百一一回
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

第百一八回
地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案

第百二九回
公職選挙法の一部を改正する法律案

第百三〇回
国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案

第百三七回
公職選挙法の一部を改正する法律案

●撤回(一件)(前国会から継続)
第百二六回
下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案

●予備費等承諾を求めめるの件(九件)(いずれも前国会から継続)

●衆議院継続(九件)

○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百一回国会提出)

○昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百一回国会提出)

○昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第百一回国会提出)

○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書（その2）（第百二回国会提出）

○昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百二回国会提出）

○昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百二回国会提出）

○昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百二回国会提出）

○昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百二回国会提出）

○昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百二回国会提出）

●決算その他（四件）

●議決（一件）

○日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百二回国会提出）

●未了（三件）

○昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書（第百二回国会提出）

○昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百二回国会提出）

○昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百二回国会提出）

●規則・規程案（四件）

●可決（四件）

○政治倫理綱領案

○行為規範案

○参議院政治倫理審査会規程案

○参議院規則の一部を改正する規則案

本院議員提出法律案（二件）

| | | | | | | | | |
|-------------|----|--------|----------------------|--------|-----|--------------------------|--------------------------|----|
| 102 2 国会 | 番号 | 件名 | 提出者 (月 日) | 予備送衆へ提 | 出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
| | | 情報公開法案 | 外 龜山篤君 (六、二、四、九)名 | | | 付 委員会 託 議 決 議 決 議 決 議 | 付 委員会 託 議 決 議 決 議 決 議 | |
| | | | | | | 六、四、九 継 続 審 査 | | |

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案（閣法第一号）

要旨

本案は、昭和六十年七月二十二日付臨時行政改革推進審議会の「行政改革の推進方策に関する答申」で指摘された各分野にわたる規制緩和に係る事項のうち、社会経済環境の変化、民間能力の向上、技術革新の進展等に伴つて不要ないし過剰あるいは不合理となつている規制を是正することにより、民間活動に対する制約を除去し、併せて国際的にそんな色のない開放性を有する市場の実現に資する観点か

ら、当面法律改正を要する八省二十六法律（重複する法律を除く純計）四十二事項について、公的規制の整理、合理化を一括して行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地代家賃統制令を失効させるなど十一事項にわたる規制を廃止するとともに、信用金庫を公共債のディーリング業務認可対象金融機関にするなど二事項の規制対象範囲を縮小し、合わせて十三事項について合理化を図ること（十法律の改正）。
- 二、興行場等の営業承継について新たな許可を要せず承継した旨の届出で足りるものとするなど十一事項について

て規制の手段を緩和すること（八法律の改正）。

三、ガス用品等の規制についていわゆる自己認証制度を、海上運送及び倉庫業について標準約款制度をそれぞれ導入するほか、航空機関士を乗り組ませなければならぬ航空機の範囲について規制を緩和するなど合わせて十一事項について規制の態様、方式を合理化すること（八法律の改正）。

四、重要な無線局以外の無線局の定期検査業務を民間検査機関に委譲できるとするなど三事項について規制の主体を合理化すること（三法律の改正）。

五、海事代理士の登録事項の変更申請の提出期限を弾力化するなど四事項について手続の簡素化等を図ること（四法律の改正）。

六、本法律は、一部を除き、公布の日から施行するものとする。

七、所要の経過措置を規定すること。

八、その他関係法律につき所要の改正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました許可、認可等民間活動に係る

規制の整理及び合理化に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る七月二十二日に臨時行政改革推進審議会の答申において指摘された事項のうち、社会経済環境の変化、民間能力の向上、技術革新の進展等に伴つて不要ないし過剰あるいは不合理となつている規制を是正することにより、民間活動に対する制約を除去し、これと併せて国家的に遜色のない開放性を有する市場の実現に資する観点から、当面法律改正を要する二十六法律四十二事項について、公的規制の整理、合理化を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣及び関係各大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、社会労働、商工、運輸、建設の四つの常任委員会との連合審査会を開くなど慎重な審査が行われました。

質疑の主な内容は、八省二十六法律にわたる改正を一括法案とすることと各常任委員会制度との整合性、今後の規制緩和の方針、内需拡大策、航空機関士搭乗義務規定の緩和と安全性の確保、地代家賃統制令廃止の是非及び廃止に伴う善後策、自己認証制導入に伴う消費者保護対策、今後

の行革改革の進め方等広範多岐にわたっておりありますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局することを採決により決定した後、日本社会党を代表して野田理事より、航空法第六十五条第二項を改める規定及び地代家賃統制令を廃止する規定を削除することを内容とする修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山委員より原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して大島理事より原案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して内藤委員より原案に反対、修正案に賛成、公明党・国民会議を代表して原田理事より原案に賛成、修正案に反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より原案に賛成、修正案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、野田理事提出の修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る地代家賃統制令の廃止にあつて生活の激

変緩和に配慮すること等六項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第六号)

要旨

本案は、昭和六十年八月七日付の人事院の一般職の職員の給与に関する勧告並びに休暇に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額等について所要の改定を行うとともに、休日・休暇制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

1 全俸給表の全俸給月額を平均五・二%、一万千九百七十二円引き上げること。

2 現行の職務の等級を職務の級に改め、最も下位を一級として職務の級の序列を編成し直すとともに、職務の複雑・専門化、職務段階の分化等に対応するよう、行政職俸給表(一)について、現行の八等級制を十一級制

に改め、併せて行政職俸給表(二)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、海事職俸給表(一)、海事職俸給表(二)、研究職俸給表、医療職俸給表(二)及び医療職俸給表(三)の各俸給表についても等級の新設・統合を行うこと。

3 植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員の処遇の適正化を図るため、これらの職員を対象とした専門行政職俸給表を新設すること。

4 定年制度の実施を踏まえ所要の号俸を増設する等、号俸構成の整備を図ること。

二、諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を限度額を二十三万円(現行二十一万七千六百円)に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を四万二千元(現行四万千円)に引き

上げること。

2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万四千元(現行一万三千二百円)に、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてはそれぞれ四千五百円(現行四千二百円)に引き上げること。

ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については九千五百円(現行八千九百円)に引き上げること。

また、昭和六十一年六月一日から児童手当制度が改められることに伴い、児童手当との調整については、職員に児童手当の支給対象となる第二子がある場合には、その扶養手当の支給総額から五〇〇円を減ずる調整措置を行うこと。

3 調整手当について、支給区分が甲地であるものうち人事院規則で定める地域及び官署における支給割合を百分の十(現行百分の九)に引き上げるとともに、これらの地域及び官署以外の地域に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員等に対する支給割合を百分の十に引き上げることとし、甲地に属する地域から当該地域の周辺の地域内にある区域に多数の官署が移転

した場合等であつて、その移転等の状況等に特別の事情があると認められるときの支給割合の限度を百分の十に引き上げること。

なお、筑波研究学園都市移転手当についても、同様に支給割合の限度を百分の十（現行百分の九）に引き上げること。

4 住居手当について、家賃の月額が一万六千五百円を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額七千五百円（現行七千二百円）に引き上げること。

5 通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額二万円（現行一万八千三百円）に、運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額四千元（現行三千四百円）に、それぞれ引き上げること。

自転車等を使用して通勤する職員についても所要の改正を行うこと。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても、同様に引き上げること。

と。

6 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を月額二万四千八百円（現行二万三千五百円）に引き上げること。

三、休日制度の整備

1 職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこと。

2 その他休日制度の整備に伴い、所要の整備を行うこと。

四、休暇制度の整備

1 職員の休暇の種類は、従来どおり年次休暇、病気休暇及び特別休暇とすること。

2 年次休暇の日数は、従来どおり一年間に二十日とする。

ただし、新規採用職員等の年次休暇の日数については、人事院規則で定めるものとする。

また、年次休暇は、人事院規則で定める日数を限度として翌年に繰り越すことができること。

3 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とすること。

4 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とすること。この場合において、人事院規則で定める特別休暇については、人事院規則でその期間を定めること。

5 休暇は、従来どおり各庁の長又はその委任を受けた者の承認を受けなければならないこと。

6 当分の間、職員が負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。）に係る療養等のため、九十日を超えて引き続き勤務しないときは、俸給の半額を減ずること。

7 常勤を要しない職員の勤務時間及び休暇については、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定めること。

8 その他、休暇制度の整備に伴い、法律の題名を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改めるとともに、目的の規定を改める等所要の整備を行うこと。

五、施行期日

本法律は、公布の日から施行し、給与に関する改正規定は、昭和六十年七月一日から適用すること。ただし、児童手当との調整に関する規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

休日及び休暇制度に関する規定については、昭和六十一年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました議案のうち、内閣委員会で議了いたしました四件の法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、給与関係三法律案について御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月七日付の人事院の一般職の職員の給与に関する勧告を実施するため、本年七月一日から平均五・七四％の改定を行うとともに、職員の休暇制度についても、人事院勧告どおり実施しようとするものであります。その主な内容は、全俸給表の全俸給月額を平均五・二％引き上げることに、扶養手当等の額の改定等を行うこと、等級構成の再編整備及び専門行政職俸給表を新設すること、及び休

日・休暇制度の整備等を行うことであります。

特別職の職員に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員に関する法律に併せて、特別職の職員の俸給月額等について所要の改正を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行うとともに、参事官等俸給表にあつては職務の等級の構成及び呼称を改め、また、自衛官俸給表にあつては新たに将補の(一)及び(二)欄等を設け、これに伴い所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、本年度の給与改定に対する人事院総裁の見解、六十一年度人事院勧告の完全実施に対する政府の姿勢、等級構成の再編と今後の運用方法、防衛庁職員の給与改善費とGNP-%率との関係等について質疑が行われた次第であります。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、三法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員から三法律案にいず

れも反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、三法律案につき順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、第百二回国会に提出され、衆議院において継続審査となつていたものであります。

その概要は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定とその相互間の整合性ある発展を図るため、国家公務員等共済組合法に基づく長期給付の適正化を図るとともに、国家公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用する等の措置を講じようとするものであります。

その主なる内容を申し上げますと、第一に、共済年金制度に基づく給付は、原則として基礎年金に上乗せして支給する報酬比例年金とし、給付の種類は退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金等としております。

第二に、共済年金の年金額は、厚生年金相当部分の年金額に、公務員制度等の一環としての職域年金相当部分の年

金額を加えたものとするとしております。また、年金額の算定の基礎につきましては、全期間の平均標準報酬月額とするとともに、年金額の算定方式についても厚生年金と同様のものと致しております。職域年金相当部分の年金額については、その水準を厚生年金相当部分の二割相当としております。なお、支給開始年齢については、現行の経過措置を短縮し、昭和七十年から六十歳となるようにしております。

第三に、退職共済年金については、配偶者等に対する加給年金制度及び低所得者に対する在職老齢年金制度を設け、また障害共済年金については、事後重症の制限期間を撤廃し、さらに、遺族共済年金については、給付率を二分の一から四分の三に引き上げる等の措置を講ずることとしております。

第四に、公的年金の併給調整の実施、所得制限の強化等、給付の合理化を図ることとしております。

第五に、既裁定年金の取扱いについては、いわゆる通年方式により算定した額に改定することとしておりますが、従前の年金額は、これを保障することとしております。

第六に、共済年金の給付に要する費用については、使用

者としての国又は公共企業体等と組合員との折半負担とすることとし、国庫等の負担については、基礎年金拠出金の三分の一とすることとしております。

第七に、その他の改正についてであります。まず、年金額の改定については、厚生年金等と同様、消費者物価による自動スライド制を採用することとしております。次に、国鉄共済年金については、財政調整事業を実施している間、職域年金相当部分についての給付を行わないこととしております。また、共済組合の組合員等に対して基礎年金制度を適用するため国民年金法等について所要の改正等を行うこととしております。

本法律は、昭和六十一年四月一日から施行することとしております。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求めて、地方行政、文教、農林水産の三つの常任委員会と連合審査会を開くなど、慎重な審査が行われました。

質疑の主なるものは、公的年金制度一元化の内容、本法案と国家公務員法との関連、年金額算定基礎のあり方、スライド停止、懲戒処分等による支給制限、国鉄共済の救済、恩給との均衡問題等広範多岐にわたっておりますが、その

詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局することを採決により決定した後、曾根田理事より自由民主党・自由国民会議、民社党・国民連合の共同提案に係る年金額の政策改定の要素に賃金を加えること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、この修正案は、予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、竹下大蔵大臣より、やむを得ない旨の発言がありました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山委員より原案及び修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して堀江理事より修正案及び修正部分を除く原案に賛成、公明党・国民会議を代表して太田委員より原案及び修正案に反対、民社党・国民連合を代表して井上委員より修正案及び修正部分を除く原案に賛成、日本共産党を代表して内藤委員より原案及び修正案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、曾根田理事提出の修正案は可決され、本法律案は、多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日

本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る十五項目にわたる附帯決議が行われました。以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
(閣法第七号)

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣の俸給月額を百七十二万五千円（現行百六十三万二千元）、国務大臣等の俸給月額を百二十五万八千元（現行百十九万円）、内閣法制局長官等の俸給月額を百二十万二千元（現行百十三万七千元）とし、その他政務次官以下の俸給月額を百二万五千円から八十九万円（現行九十六万九千元から八十四万千元）の範囲内で改定すること。
- 二、大使及び公使の俸給月額を百二十万二千元から七十九

万円円（現行百十三万七千円から七十四万八千円）の範囲内で改定すること。

三、秘書官の俸給月額を四十万三千九百円から十九万八千五百円（現行三十八万三千九百円から十八万八千五百円）の範囲内で改定すること。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を四万四千二百円（現行四万四千四百円）及び二万四千八百円（現行二万三千五百円）にそれぞれ改定すること。

五、内閣総理大臣及び国務大臣に支給する調整手当の月額については、これを、当分の間、俸給月額の百分の九とすること。

六、一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額について、当分の間、特例措置を講ずること。

七、国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額を百一万五千円（現行九十五万九千円）に改定すること。

八、本法律は、一部の改正規定を除き、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員に關する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の規

定は、昭和六十年七月一日から適用すること。

委員長報告

二四ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額を改定し、併せて俸給表の再編及び呼称の改定等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表の俸給月額を平均五・四％引き上げるとともに、現行の一等級と二等級の間を等級を新設し、さらに呼称を改め現行四等級制を五級制に改めること。

二、自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額を平均五・八％引き上げるとともに、将及び将補について、対応する職務の等級等との均衡を図るため、将(二)欄を廃止し、将補(一)及び将補(二)欄を新設し、一佐について、その職務

の複雑性、多様性に対応させて、一佐(一)、(二)及び(三)欄を新設すること。

三、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を六万四千九百円(現行六万百円)に増額すること。

四、参事官等俸給表の職務の等級の構成及び呼称の改定、自衛官俸給表の将補の(一)欄及び(二)欄等の新設に伴い所要の規定の整備を行うこと。

五、本法律は、公布の日から施行し、一部の改正規定を除き、昭和六十年七月一日から適用すること。

委員長報告

二四ページ参照

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会閣法第八一号)

要旨

本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図

るため、公的年金制度一元化等の改革の一環として、国家公務員等共済組合の組合員等についても国民年金法による基礎年金の制度を適用するとともに、共済年金については基礎年金の上乗せとしての報酬比例年金とする等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員等共済組合法等改正関係

1 掛金及び給付に関する通則

標準報酬制を導入し、掛金の額は、標準報酬月額を基準として算定するとともに、長期給付の算定の基準は、組合員であつた間の全期間平均の標準報酬月額とすること。

また、長期給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金とすること。

2 長期給付に関する事項

(1) 退職共済年金は、老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、六十五歳に達した後に退職し、又は退職した後に六十五歳に達したときに支給することとする。その額は、平均標準報酬月額の千分の七・五に組合員期間月数を乗じて得た額(厚生年金

相当部分)に加給年金額を加算した額とし、一年以上引き続く組合員期間を有する者については、さらに平均標準報酬月額額の千分の一・五(組合員期間が三〇〇月未満のときは千分の〇・七五)に組合員期間月数を乗じて得た額(職域年金相当部分)を加算すること。

なお、昭和八十一年までの二十年間で、厚生年金相当部分の乗率は、千分の十から千分の七・五まで逡減し、また、職域年金相当部分の乗率は、千分の〇・五から千分の一・五まで逡増すること。

(2) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、六十歳に達した後に退職したとき、又は退職した後六十歳に達したときは、当分の間、六十五歳まで独自の給付として退職共済年金を支給すること。

(3) 障害共済年金は、組合員である間に生じた傷病により、政令で定める障害等級(一〜三級)に該当する程度の障害の状態になつたときに支給することとし、その額は、厚生年金相当部分の額に職域年金相当部分の額及び加給年金額(障害等級一、二級に限る)を加算した額とすること。ただし、組合員期間

が三〇〇月未満のときは、三〇〇月とみなして計算し、障害等級一級の年金額は、厚生年金相当部分の額と職域年金相当部分の額を合算した額の一・二五倍とすること。

なお、公務等により傷病となつた場合の職域年金相当部分の額については、一定の割増しをした額とするほか、最低保障額を設けること。

また、障害一時金は、組合員が退職したときに、私傷病により政令で定める一定の障害状態にあるときに支給することとし、その額は、障害等級三級の障害共済年金額の二倍とすること。

(4) 遺族共済年金は、(イ)組合員又は一、二級の障害共済年金の受給権者等が死亡したとき、もしくは(ロ)退職共済年金の受給権者等が死亡したときに、その遺族に支給することとする。その額は、(イ)の場合は、厚生年金相当部分の額に職域年金相当部分の額を加算した額の四分の三とし、(ロ)の場合は、受給していた退職共済年金の額の四分の三とすること。ただし、(イ)の場合、組合員期間が三〇〇月未満のときは三〇〇月とみなして計算すること。

なお、公務等による傷病により死亡した場合の遺族共済年金は、職域年金相当部分の額について一定の割増しをした額とするほか、最低保障額を設けること。

また、中高齢の子のない寡婦が受ける場合は、年額四十五万円の加算を行うこと。

(5) 組合員等が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は停職以上の懲戒処分を受けたときは、政令の定めるところにより、職域年金相当部分の全部又は一部の支給を行わないことができること。

(6) 国鉄共済組合が支給する共済年金については、長期給付財政調整事業が実施される間、退職、障害、遺族の各共済年金の職域年金相当部分の加算は行わないこととする。

(7) 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後、その額をいわゆる通年方式による年金額に改定すること。ただし、この額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定後の年金額とする。

(8) 施行日前から引き続き組合員である者のうち、退

職年金の受給資格を満たしている者が、施行日後に退職共済年金を受ける場合には、その受けるべき年金額が、施行日の前日において退職したならば受けることができた退職年金の額より少ないときは、当該退職年金の額をもつて退職共済年金とすること。ただし、国鉄共済年金については、長期給付財政調整事業が実施される間、この特例は適用しないこととする。

(9) 既裁定年金額の改定は、年平均の全国消費者物価指数が五%を上下した場合に自動的に行うこととする。

3 費用負担に関する事項

(1) 長期給付に要する費用は、国又は公共企業体等と組合員とが折半して負担すること。ただし、公務等に係る給付に要する費用については、国又は公共企業体等が負担すること。

(2) 国又は日本国有鉄道は、毎年度、国民年金法の規定による基礎年金拠出金の三分の一に相当する金額を負担すること。

二、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法等

改正関係

1 恩給公務員期間等を有する組合員（更新組合員等）については、組合員期間が二四〇月未満の者でも退職共済年金を支給する等の特例措置を講ずること。

2 旧国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金額の改定は、恩給の改定措置に準じて改定すること。

三、関係法律の整備等

1 国民年金法を改正し、国家公務員等共済組合の組合員及び被扶養配偶者を国民年金の被保険者とする等の措置を講ずること。

2 厚生年金保険法を改正し、退職共済年金等と老齢厚生年金等との間の併給調整を行う等の措置を講ずること。

なお、衆議院において、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する第百二回国会での本院における修正に伴い、所要の規定の整備等を図るための修正が行われている。

四、施行期日

昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

一、国家公務員等共済組合法の年金額の改定について、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに改定の措置を講じられなければならないとする旨の規定を改め、「国民の生活水準」の下に「賃金」という文言を加えること。

二、職域年金相当部分の年金額については、原案では組合員期間二十五年以上で厚生年金相当部分の二割相当としているが、これを二十年以上とすることとし、これに伴い所要の修正を行うこと。

三、本法律施行日前の船員組合員の期間は、三分の四倍として計算することとしているが、本法律施行日以後、五分の六倍とすることを加えることとし、これに伴い所要の修正を行うこと。

委員長報告

二四ページ参照

長期給付の給付額は、平均給料月額（組合員であつた期間の各月の掛金の標準となつた給料に政令で定める補正率を乗じて得た額の全期間平均の額をいう。）を基準として算定するものとする。また、長期給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金とすること。

2 長期給付に関する事項

(1) 退職共済年金は、組合員期間等が二十五年以上である者が退職した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したときに支給すること。その額は、平均給料月額の千分の七・五に組合員期間の月数を乗じて得た額（厚生年金相当部分）と、平均給料月額の千分の一・五（組合員期間が三〇〇月未満のときは千分の〇・七五）に組合員期間の月数を乗じて得た額（職域年金相当部分）との合算額（ただし、一年以上引き続き組合員期間を有しない者には職域年金相当部分は支給しない。）とし、さらに、妻、子にかかる加給年金を設けること。

なお、昭和八十一年までの二十一年間で、厚生年金相当部分の乗率は、千分の十から千分の七・五まで

逓減し、また、職域年金相当部分の乗率は、千分の〇・五から千分の一・五まで逓増する等の経過措置を行うこと。

(2) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、六十歳に達した後に退職したとき、又は退職した後六十歳に達したときは、当分の間、六十五歳までの給付として退職共済年金を支給すること。

(3) 障害共済年金は、組合員である間に生じた傷病により、政令で定める障害等級（一ノ三級）に該当する程度の障害になつたときに支給すること。その額は、厚生年金相当部分の額と職域年金相当部分の額との合算額（一級障害は、その一・二五倍）とし、加給年金（一、二級障害に限る）を加算したものとすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満の者については、三〇〇月として計算する。

なお、公務等により傷病となつた場合の障害共済年金は、職域年金相当部分に一定の割増しを行うほか、最低保障額を設けること。

障害一時金は、組合員が退職したときに、私傷病により政令で定める一定の障害状態にあるときに支

給することとし、その額は、障害共済年金額（三級障害）の二倍相当額とすること。

(4) 遺族共済年金は、(イ)組合員、一・二級の障害共済年金の受給権者等、及び(ロ)退職共済年金の受給権者等が死亡したときに、その遺族に支給すること。その額は、退職共済年金相当額の四分の三とし、(イ)の場合は組合員期間が三〇〇月未満のときは三〇〇月として計算すること。中高齢の子のない寡婦が受ける場合は、月額三万七千五百円の加算を行うこと。

なお、公務等による傷病により死亡した場合の遺族共済年金は、職域年金相当部分に一定の割増しを行うほか、最低保障額を設けること。

(5) 十二年以上地方公共団体の長である者に支給する年金については、一定の割増しを行うこと。

(6) 組合員等が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は停職以上の懲戒処分を受けたときは、政令の定めるところにより、職域年金相当部分の全部又は一部は支給を行わないことができること。

(7) 施行日前から引き続き組合員である者のうち、退職年金の受給資格を満たしている者が、施行日後に

退職共済年金を受ける場合には、その受けるべき年金額が、施行日の前日において退職したならば受けることができた退職年金の額より少ないときは、当該退職年金の額をもつて退職共済年金とすること。

(8) 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後、その額をいわゆる通年方式による年金額に改定すること。ただし、この額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定後の年金額とすること。

(9) 年金額の改定は、年平均の全国消費者物価指数が百分の五を超えて上下した場合に自動的に行うこととする。ただし、(7)及び(8)のただし書による年金額については自動改定は行わないこととすること。

3 費用負担に関する事項

(1) 長期給付に要する費用は、(2)によるもの等を除き、組合員と地方公共団体が折半して負担すること。

(2) 国又は地方公共団体は、基礎年金拠出金の三分の一に相当する額を負担すること。

4 その他の事項

(1) 団体組合員については、地方公務員等と通算措置を講ずることとするほか、地方公務員に対するもの

と同様の措置を講ずること。

(2) 地方議会議員の年金については、国会議員の互助年金の取扱いに準じ支給開始年齢の引上げ及び高額所得停止の制度の導入等の措置を行うこと。

二、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法等改正関係

組合員期間が二十年未満の更新組合員等で退職年金条例の退穂料等の受給権を有していた者等については、退職共済年金の加給年金額を支給する等の特例措置を講ずること。

三、関係法律の整備等

1 国民年金法を改正し、地方公務員共済組合の組合員及び被扶養配偶者を国民年金の被保険者とする等の措置を講ずること。

2 厚生年金保険法を改正し、退職共済年金等と老齢厚生年金等との併給調整を行う等の措置を講ずること。

なお、衆議院において、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する第百二回国会での本院における修正に伴う、所要の規定の整備等を図るための修正が行われている。

四、施行期日

昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

一、地方公務員等共済組合法の年金額の改定について、府原案では、「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には」「速やかに改定の措置が講じられなければならない。」とあるのを改め、「国民の生活水準、賃金その他の諸事情」とすること。

二、職域年金相当部分の年金額については、原案では組合員期間二十五年以上で厚生年金相当部分の二割相当としているが、これを二十年以上とすることとし、これに伴い所要の修正を行うこと。

三、船員の組合員期間について、原案では、本法律施行日前の期間はその三分の四倍として計算することとしているが、これに加えて、施行日以後五年間に限り五分の六倍として計算する特例を設けること。

委員長報告

ただ今議題となっております議案のうち地方行政委員会

で議了いたしました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につき、委員会の審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、公的年金制度一元化等の改革の一環として、地方公務員等共済制度について国家公務員共済制度の改正と同一基調に基づき改正を行うこととし、地方公務員共済組合員等の長期給付についても基礎年金制度を適用すること、年金額は厚生年金相当部分及び職域年金相当部分の合算額とすること、年金額の自動改定、経過的加算、既裁定年金の取扱い、費用負担等について所要の改正を行うこと、地方公共団体の関係団体の組合員について地方公務員との通算措置を講ずること、地方議会の議員の年金について高額所得停止制度の導入を図ること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、今国会政府より説明を聴取し質疑を行い、また、総理大臣の出席を求めて、関係委員会と連合審査会を開きましたが、その間、公的年金一元化の内容、国鉄共済等の諸問題、公務員年金のあり方等について、熱心な質疑を行いました。

質疑終局を決定し、次いで、自由民主党・自由国民会議

及び民社党・国民連合共同提出にかかる「賃金変動を年金額の政策改定の根拠規定に入れる等」の修正案について、松浦委員から修正趣旨の説明が行われました。

討論に入りましてところ、日本社会党を代表して上野委員、公明党・国民会議を代表して中野委員、日本共産党を代表して神谷委員より、それぞれ原案及び修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して吉川委員、民社党・国民連合を代表して抜山委員より、それぞれ原案及び修正案に賛成の意見が述べられました。

討論を終り、採決を行いましたところ、原案及び修正案は、賛成多数をもつて可決、よつて本法律案は、修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、公的年金一元化の内容を明確にすることなどの附帯決議が付せられました。

以上、御報告いたします。

○法務委員会

内閣提出法律案（二件）

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|--------------------------|-----|-------|--------------------------------|--------------------------|----|
| 9 | 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆 | 六〇一三六 | 六〇一三六 （予） 可 一三三三 決 | 六〇一三三 可 六〇一三〇 決 | |
| 10 | 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆 | 一三六 | 一三六 （予） 可 一三三三 決 | 一三六 可 一三三〇 決 | |

本院議員提出法律案（四件）

| 番号 | 件名 | 提出者 (月日) | 予備送衆へ提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|-------------|------------------|------------------|-----------|---------------------------|------------------|----|
| 101国会 6 | 集団代表訴訟に関する法律案 | 飯田忠雄君 （五、四二〇） | | 五、四二〇 付 託 議 決 | 付 託 議 決 | |
| 101国会 10 | 刑事訴訟法の一部を改正する法律案 | 寺田熊雄君 （五、一〇〇） | | 五、一〇〇 付 託 議 決 | 付 託 議 決 | |
| 101国会 17 | 刑事訴訟法の一部を改正する法律案 | 橋本敦君 （七、一〇〇） | | 七、一〇〇 付 託 議 決 | 付 託 議 決 | |

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第九号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおり
である。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官
の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別
職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額す
る。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、
おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の
俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十年七月一日にさかのぼって行
う。

委員長報告

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及
び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に
つきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報
告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例
に準じて、裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとする
ものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、
公務員給与の在り方についての法務大臣の見解、裁判官の
報酬について規定している憲法第七十九条及び第八十条の
規定の解釈、裁判官及び検察官の初任給、司法権の独立と

裁判官の報酬の額の決定が行政政府職員の例に拠っていることとの関連性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より両法律案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、両法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準

じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十年七月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

三九ページ参照

○大蔵委員会

内閣提出法律案（一件）

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|--------------------|-----|------|--|--|----|
| 5 | 関税暫定措置法の一部を改正する法律案 | 衆 | 六〇二五 | 付託 六〇三九 可決 六〇三〇 可決 六〇三三 | 付託 六〇二七 可決 六〇三六 可決 六〇三六 | 備考 |

衆議院議員提出法律案（一件）

| 番号 | 件名 | 提出者 (月日) | 予備送付月日 | 本院へ提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|--------------------|-----------------|--------|---------|---|--|----|
| 2 | 租税特別措置法の一部を改正する法律案 | 大蔵委員長 (六〇二三) | 六〇二三 | 六〇二三 | 付託 六〇二三 (予)可決 六〇二三 可決 六〇三四 可決 | 付託 六〇二三 可決 六〇三三 可決 六〇三三 可決 | 備考 |

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応

し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率の撤廃又は引下げを図る等の所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、諸外国の関心が高い骨なし鶏肉、パーム油、電子式交

換機等六十九品目の関税率を撤廃又は引き下げる。

二、その他かにの調製品、新聞用紙、医療用機器等を含む千七百九十二品目の関税率を原則として二十パーセント引き下げる。

なお、本措置の実施後特定の品目の輸入が急増する等の事情により、国内産業に相当な損害を生ずる場合には、当該品目につき本措置の適用を停止することができることとする。

三、ハイテク製品の関税撤廃交渉推進の一環として、電子式デジタル自動データ処理機械等九品目について、前記二の措置に加えて、我が国とアメリカ合衆国との間の合意に従い、政令で定める日から関税率を撤廃する。

四、本法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年一般会計分の関税減収見込額は、約二百億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ、新聞用紙、コンピュータ本体等の関税率の撤廃又は引下げを図る等の措置を講じ、昭和六十一年一月一日から実施しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の措置による輸入増効果と海外からの評価の受止め方、円高のもとでの関税引下げの中小企業等国内産業への影響、対外不均衡是正のための内需拡大策のあり方、税関業務の増大、複雑化に伴う税関職員の職務の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税率の引下げに当たっては、国内産業への影響に十分考慮すること等三項目の附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、在宅の特別障害者対策に資するため、同居の特別障害者に係る特別控除額を十四万円（現行七万円）に引き上げ、昭和六十年分以後の所得税について適用しようとするものである。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年分における租税の減収見込額は、約三十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出に係るものでありまして、さきに関係各党派間で合意を見た政策減税等の処理のうち、いわゆる寝たきり老人減税実施のためのものであります。

その内容は、昭和六十年分以後の所得税について、同居の特別障害者に対する特別控除額を七万円引き上げて十四

万円にしようとするものであり、この引上げは、昭和六十年分の所得税の確定申告から適用するほか、本年の年末調整の際にも適用することとしております。

これにより、同居の特別障害者については、扶養控除額三十三万円、特別障害者控除額三十三万円、同居の特別障害者に対する特別控除額十四万円の合計八十万円の所得控除が認められることとなります。

なお、本法律施行に伴う租税の減収額は、昭和六十年分約三十億円と見込まれております。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

衆議院議員提出法律案（一件）

| | | | | | | | | |
|---|----|------------------------|------------------|------------|-------------|--------------------------------|--------------------------------|----|
| 3 | 番号 | 件名 | 提出者 (月 日) | 予備送 付月日 | 本院へ提 出月日 | 参議院 付委員会 託議決 議決 議決 | 衆議院 付委員会 託議決 議決 議決 | 備考 |
| | | 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案 | 内閣委員長 (六〇二二三) | 六〇二二三 | 六〇二二三 | 六〇二二三 可決 | 六〇二二三 可決 | |

日本体育・学校健康センター法案（第百二回国会閣法第一八号）

要旨

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図る観点から、国立競技場と日本学校健康会を統合し、それらの業務を総合的に推進することにより体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、日本体育・学校健康センターを設立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、法人とすること。
- 二、役員

三、運営審議会

センターに、役員として、理事長、理事（常勤五人以内、非常勤三人以内）及び監事二人以内（常勤一人、非常勤一人の予定）を置くこと。

三、運営審議会
センターに、理事長の諮問機関として、三十五人以内の委員で組織する運営審議会を置くこと。

四、業務

- センターは、国立競技場及び日本学校健康会の業務を承継し、次の業務を行うこと。
- 1 その設置する体育施設及び附属施設を運営するとともに、これらの施設を利用して体育の振興のため必要な業務を行うこと。
 - 2 義務教育諸学校の管理下における児童・生徒の災害

につき、災害共済給付を行うこと（高等学校、高等専門学校、幼稚園又は保育所の管理下における生徒、学生等の災害についても、災害共済給付を行うことができる）。

3 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

4 体育、学校安全及び学校給食に関して、調査研究、資料の収集・提供及び普及充実に関する業務を行うこと。

5 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

6 文部大臣の認可を受けて、目的達成に必要な業務を行うことができること。

7 センターは、右に掲げる各業務のほか、当該業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができること。

五、財務、会計及び監督等

センターの財務、会計、監督等について、一般の特殊法人の例にならない所要の規定を設けること。

六、その他関係法律について所要の整備を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場と日本学校健康会を統合して新たに日本体育・学校健康センターを設立し、体育の振興と児童生徒等の健康の保持増進を図ろうとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において先国会に継続審査となり、去る十一月十四日可決、本院に送付されたものであります。

委員会におきましては、統合の利点と今後の運営方針、学校保健教育の充実、学校災害の防止と給付業務の適正化、学校給食における民間委託のあり方、学校給食承認物資の縮小と物資経理からの人件費支出の是非、国立競技場の整備充実、体育研究研修センター構想の具体化等スポーツ振興策、ドラフト制度の高校野球への影響などの諸問題について、参考人を呼び意見を聴取するなど熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局、討論に入りましたところ、日本社会党を代

表して粕谷委員より、日本共産党を代表して吉川委員より、それぞれ反対の討論が行われました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目から成る各派共同の提案に係る附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二回国会閣法第八二号）

要旨

本法律案は、人口の高齢化の進行等社会情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、私立学校教職員共済組合の組合員等についても、国公立学校の教職員と同様に、国民年金の基礎年金制度を適用するとともに、共済年金については基礎年金の上乗せとしての報酬比例年金とする等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、長期給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金とすること。

二、長期給付の給付額の算定基礎となる平均標準給与月額とは、組合員であつた全期間の平均の標準給与の月額とすること。

三、長期給付の支給等については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の該当規定を準用し、左のとおりとすること。

1 共済年金の年金額は、厚生年金と同様の算定方式による厚生年金相当部分の年金額とその二割に相当する職域年金相当部分の年金額を合算した額とすること。

2 共済年金の支給開始年齢は、経過措置を短縮して昭和七十年から六十歳とすること（本則は六十五歳）。

3 退職共済年金に加給年金制度及び低所得者に対する在職支給制度を設ける等の措置を講ずるほか、公的年金の併給調整の実施、所得制限の強化等を行うこと。

4 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後その額をいわゆる通年方式により算定した額に改定することとするが、この額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定後の年金額とすること。

5 年金額の改定方式については、消費者物価による自動スライド制を採用すること。

四、長期給付に要する費用は、使用者としての学校法人等と組合員とが折半して負担することとし、国は基礎年金拠出金の三分の一を補助すること。

五、標準給与の最高額を四十六万円から四十七万円に引き上げること。

六、国民年金法等関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

七、この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

年金額の改定の要素に賃金を加え、職域年金相当部分の支給要件を緩和し、及び本法施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与月額の方法について調整措置を講ずる旨の修正を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となっておりまます議案のうち、文教委員会で議了いたしました二案につきまして、委員会審査の経過

及び結果を御報告いたします。

まず私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、私立学校教職員共済組合の組合員等についても、国民年金における基礎年金の制度を適用するとともに、長期給付の支給要件、支給額、年金額の改定方法等については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の關係規定を準用し、給付水準の適正化等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、中曽根総理大臣の出席を求めて、内閣、地方行政、農林水産の三つの常任委員会と連合審査会を開くなど熱心な審査が行われました。

その主な質疑といたしましては、公的年金制度一元化のスケジュール、基礎年金の水準と国庫負担の在り方、婦人の年金権の確立、私学共済の経理状況と今回の改革が与える影響、平均標準給与月額の算定方法その他長期給付に関する諸般の問題点が取り上げられましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局することを採決により決した後、柳川委員よ

り、自由民主党・自由国民会議及び民社党・国民連合を代表して、年金額の改定要素に賃金を加え、職域年金相当部分の支給要件を緩和するとともに、平均標準給与月額の設定方法に関する調整措置を講ずる旨の修正案が提出されました。なお、本修正案に対し、政府から止むを得ない旨の意見が述べられました。

引き続き討論に入り、原案及び修正案について、日本社会党を代表して粕谷委員から反対、自由民主党・自由国民会議を代表して杉山委員から賛成、公明党・国民会議を代表して中西委員から反対、民社党・国民連合を代表して関委員から賛成、日本共産党を代表して吉川委員から反対の討論が行われました。

次いで採決の結果、自由民主党・自由国民会議、民社党・国民連合共同提出の修正案及びその修正部分を除く原案は、賛成多数をもつて可決され、よつて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、八項目からなる附帯決議が行われました。

次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、国民の文化的でゆとりある生活を実現し、

明日への英気を養うため、その前日及び翌日が「国民の祝日」に当たる場合、その両日にはさまれた日すなわち五月四日を休日にしようとするものであります。ただし、この日が日曜日または振替休日に当たるときは、当然にその適用を行わないことといたしております。

なお、本法律案は、衆議院内閣委員長の提出にかかるものであります。

委員会においては、別に質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三号）

要旨

本法律案は、国民のゆとりある生活を実現し、明日への英気を養うため、連続して休暇をとることができるよう、前日及び翌日が「国民の祝日」になる日（五月四日）を休日としようとするものである。ただし、その日が日曜日または振替休日に当たるときは、適用を除外するものとする。

この法律は公布の日から施行する。

委員長報告

四八ページ参照

○社会労働委員会

内閣提出法律案（一件）

（衆）は提出時の先議院

| | | | | | | | |
|-----------------|----|----------------|-----|-------|--|--|------------------------------------|
| 101 国会 67 | 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
| | | 医療法の一部を改正する法律案 | （衆） | 五、四、四 | 付託 六〇二二 議決 六〇二九 可決 六〇三〇 | 付託 六〇二四 議決 六〇二六 修正 六〇三三 | 百一回国会 百二回国会 衆議院 衆議院 続続 |

本院議員提出法律案（一件）

| | | | | | | | | |
|----------------|----|--------|-----------------------------|--------|------|------------------------|---------------|----|
| 102 国会 5 | 番号 | 件名 | 提出者 | 予備送來月日 | 提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
| | | 林業労働法案 | 目黒今朝次郎君 外一名 （六〇、四、二七） | | | 付託 六〇四七 議決 未了 | 付託 議決 了 | |

衆議院議員提出法律案（一件）

| | | | | | | | | |
|---|----|---|----------------------|--------|------|--|---------------|----|
| 1 | 番号 | 件名 | 提出者 | 予備送來月日 | 提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
| | | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案 | 社会労働委員長 （六〇、二、二六） | 六〇二二 | 六〇二三 | 付託 六〇二九 議決 六〇三三 可決 六〇三〇 | 付託 議決 了 | |

医療法の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第六七号）

要旨

本法律案は、医療を提供する体制の確保を図るため、医療計画の作成等に関し必要な事項を定めるとともに、医療法人に対する監督に関する規定の整備を行う等の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、医療計画及び医療法人に関する事項等について所要の修正が行われている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

医療法の目的を、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することとする。

二、医療計画に関する事項

1 医療計画の作成

(1) 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）を定めるも

のとする。医療計画においては、対象となる区域の設定及び必要病床数に関する事項を定めるものとするほか、その機能を考慮した病院の整備の目標（政府原案では、一般医療を提供する病院、高度・特殊医療を提供する病院その他の病院の整備の目標）へき地医療及び休日・夜間診療等の救急医療の確保（衆議院修正による追加）、病院、診療所、薬局その他医療に関する施設相互の機能・業務の連係（政府原案では、病院及び診療所）、医師、歯科医師等医療従事者の確保、その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項を定めることができることとする。と（なお、区域の設定に関し、衆議院修正において「高度又は特殊な医療」を「特殊な医療」に改正）。区域の設定及び必要病床数に関する標準は、医療審議会の意見を聴いて、厚生省令で定めるものとする。

(2) 都道府県は、医療計画を作成するに当たっては、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策（衆議院修正において「薬事、社会福祉」を追加）との連係を図るよう努めなければならない。

らないものとする。

(3) 都道府県は、少なくとも五年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(4) 都道府県は、医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならないものとする。(政府原案では「聴くものとする」)

(5) 都道府県は、医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村の意見を聴かなければならないものとする。

(6) 医療計画策定後における公的性格を有する病院の開設等の規制は、当該医療計画において定める基準によつて行われるものとする。

2 医療計画の達成の推進

(1) 国及び地方公共団体は、病院等の不足地域におけるその整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。とともに、病院の開設者等は、その建物、設備等を病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師

(政府原案では「医師又は歯科医師」)に利用させる、いわゆる病院の開放化に努めるものとする。

(2) 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院を開放しようとする者等に対し、病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更(政府原案では「病院の開設その他必要な事項」)に関して勧告することができるものとする。

三、医療法人に関する事項

1 医療法人の設立(衆議院修正による追加)

(1) 医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所についても、医療法人の設立を認めるものとする。

(2) 医療法人のうち、二以上の都道府県において、病院又は診療所を開設しようとするものの設立等に当たつては、厚生大臣の認可を受けなければならないこと等とする。

2 役員

(1) 医療法人には、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならないものとする。

に、役員欠格事由について定めること。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は三人未満の理事で足りるものとする。ただし書衆議院修正による追加)

(2) 都道府県知事の認可を受けた場合を除き、医療法人の開設する病院又は診療所の管理者はすべて理事に加えることとともに、その理事長は医師又歯科医師である理事のうちから選出するものとする。

3 指導監督

(1) 都道府県知事は、医療法人の業務又は会計が法令に違反している疑いがあると認める等の場合には、医療法人の事務所に対する立入検査を行うことができることとともに、このような違反等の事実が判明した場合には、必要な措置をとるべき旨を命じ、その命令に従わないときは、業務停止命令又は役員解任の勧告を行うことができるものとする。

(2) 都道府県知事が、医療法人に対し、業務の停止を命じ、役員解任を勧告し、又は設立の認可を取り

消すに当たつては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(衆議院修正による追加)

4 資産要件等(衆議院修正による追加)

医療法人の資産要件を明確化することとし、資産要件に関し必要な事項は、その開設する医療機関の規模等に応じ、厚生省令で定めるとともに、医療法人の会計年度について、定款又は寄附行為で別段の定めをすることができるものとする。

四、医療提供体制に関する検討その他の事項

1 医療提供体制に関する検討等(衆議院修正による追加)

政府は、病院及び診療所の在り方を含めた医療提供体制、今後の医療の需要に対応した医師、歯科医師及び薬剤師の養成の在り方に関し、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。また、政府は、地域の適正な医療の確保に係る医療機関の社会的役割の重要性にかんがみ、医療機関の経営基盤の安定及び業務の円滑な継続を図るための措置を講ずるものとする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。ただし、医療計画に関する部分等については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から、前記四の1（医療提供体制に関する検討等）に関する規定は、公布の日から施行すること。（衆議院修正による一部追加等）

委員長報告

ただいま議題となつております議案のうち、社会労働委員会でご議了いたしました二法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応して、適正な医療の確保を図るため、医療制度の見直しを行うものであり、医療計画の作成等に関し必要な事項を定めるとともに、医療法人に対する監督に関する規定の整備を行う等の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、第一に、医療計画は、都道府県が作成

し、対象区域の設定及び必要病床数に関する事項を定めるほか、病院の整備の目標その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項を定めること。第二に、医療計画の達成を推進するため、国及び地方公共団体は、病院等の不足地域におけるその整備等に努めるとともに、病院の開設者等は、建物、設備等をその病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師に利用させるように努めるものとするほか、都道府県知事は、特に必要がある場合には、病院を開設しようとする者等に対し、開設等に関し勧告することができること。第三に、医療法人は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所についても設立を認めること。第四に、医療法人の役員の定数及び欠格事由を定めるとともに、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、医療法人の開設する病院等の管理者は、すべて理事とし、理事長は医師又は歯科医師である理事から選出すること。第五に、都道府県知事は、一定の場合に、医療法人の事務所に対する立入検査を行うことができることとし、一定の要件のもとで改善命令、業務停止命令、又は、役員の解任勧告を行うことができることとする等であります。

委員会におきましては、医療機関の適正配置、区域設定

・必要病床数の標準、医業経営、営利目的の開設、住民の意見の尊重、医療監視の実態等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党より原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、一般廃棄物処理業者等についての合理化事業の実情にかんがみ、合理化事業計画に定めるべき事項として、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項を加えるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第一号）

要旨

一、本法律案は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画を定めた市町村はなく、一部市町村において一般廃棄物処理業者等に対する事実上の措置を行つているといふ実情にかんがみ、合理化事業計画に定める事項として、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項を加えるものである。

二、この法律は、公布の日から施行するものである。

委員長報告

五五ページ参照

○農林水産委員会

内閣提出法律案（一件）

（衆）は提出時の先議院

| | | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------|----|----|-----|--------|--------|--|---|
| 102 国会 83 | 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案 | 番号 | 件名 | 院議先 | 提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
| | | | | （衆） | 六〇、四二〇 | 六〇、三一九 | 六〇、三一九 修正 六〇、三二〇 修正 | 百二回国会 衆本会議趣旨説明 衆本会議 百三回国会 六〇、三一九 参本会議趣旨説明 衆本会議 衆へ 同 意付 |
| | | | | | | | 六〇、三二四 修正 六〇、三二三 修正 六〇、三二六 修正 | |

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（第百二回国会閣法第八三号）

要旨

本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図

るため、公的年金制度一元化等の改革の一環として、農林漁業団体職員共済組合の組合員等についても国民年金法による基礎年金の制度を適用するとともに、共済年金については基礎年金の上乗せとしての給与比例年金とする等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、農林漁業団体職員共済組合法改正関係

1 給付に関する通則

給付額の算定の基準となる平均標準給与月額、組合員であつた間の全期間の標準給与月額の平均とする
こと。

また、給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金とすること。

2 給付に関する事項

(1) 退職共済年金は、組合員期間等が二十五年以上である者が退職した後、六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したときに支給すること。その額は、平均標準給与月額の千分の七・五に組合員期間の月数を乗じて得た額（厚生年金相当部分）と、平均標準給与月額の千分の一・五（組合員期間が二十五年未満のときは千分の〇・七五）に組合員期間の月数を乗じて得た額（職域年金相当部分）との合算額（ただし、一年以上引き続き組合員期間を有しない者には職域年金相当部分は支給しない）とし、さらに妻子にかかる加給年金を設けること。

なお、昭和八十一年までの二十一年間で、厚生年金相当部分の乗率は、千分の十から千分の七・五まで逓減し、また、職域年金相当部分の乗率は、千分の〇・五から千分の一・五まで逓増するよう施行日における年齢に応じた経過措置を行うこと。

(2) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、六十歳に達した後、退職したとき、又は退職した後、六十歳に達したときは、当分の間、六十五歳まで独自の給付として退職共済年金を支給すること。

(3) 障害共済年金は、組合員である間に生じた傷病により、政令で定める障害等級（一〜三級）に該当する程度の障害の状態になつたときに支給することとし、その額は、厚生年金相当部分の額と職域年金相当部分の額との合算額（一級障害はその一・二五倍）に加給年金額（一、二級障害に限る）を加算した額とすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満の者については、三〇〇月とみなして計算すること。

なお、職務等により傷病となつた場合、職域年金相当部分の額について一定の割増しを行うほか、最低保障額を設けること。

また、障害一時金は、組合員が退職したときに、政令で定める一定の障害状態にあるときに支給すること。

- (4) 遺族共済年金は、(イ)組合員又は一、二級の障害共済年金の受給権者等が死亡したとき、若しくは(ロ)退職共済年金の受給権者等が死亡したときに、その遺族に支給することとする。その額は、退職共済年金相当額の四分の三とし、(イ)の場合、組合員期間が三〇〇月未満のときは三〇〇月とみなして計算すること。

なお、職務等による傷病により死亡した場合、職域年金相当部分の額について一定の割増しを行うほか、最低保障額を設けること。

また、子のない寡婦が受給する場合、四十歳から六十五歳に達するまでの間、年額四十五万円の加算を行うこと。

- (5) 組合員等が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、退職共済年金額等の一部を支給しないこととする。

- (6) 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後、

その額をいわゆる通年方式による年金額に改定すること。ただし、この額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定後の年金額とすること。

- (7) 施行日前から引き続き組合員である者のうち、退職年金の受給資格を満たしている者が、施行日後に退職共済年金を受ける場合には、その受けるべき年金額が、施行日の前日において退職したならば受けることができた退職年金の額より少ないときは、当該退職年金の額をもつて退職共済年金の額とすること。

- (8) 既裁定年金額の改定は、年平均の全国消費者物価指数が5%上昇又は低下した場合に自動的に行うこととする。ただし、(6)の従前の年金額及び(7)の年金額については、自動改定を行わないこと。

3 費用負担に関する事項

- (1) 掛金は、組合員と事業主が折半して負担すること。
(2) 国は、毎年度、基礎年金拠出金の三分の一に相当する額を補助すること。

二、関係法律の整備等

- 1 国民年金法を改正し、農林漁業団体職員共済組合の

組合員及びその被扶養配偶者を国民年金の被保険者とする等の措置を講ずること。

2 厚生年金保険法を改正し、退職共済年金等と老齢厚生年金等との間の併給調整を行う等の措置を講ずること。

なお、衆議院において、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する第百二回国会での本院における修正に伴い、所要の規定の整備等を図るための修正が行われている。

三、施行期日

昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

一、農林漁業団体職員共済組合法の年金額の改定については、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならないとする原案の規定を改め、「生活水準」の下に「賃金」という文言を加えること。

二、職域年金相当部分の年金額については、組合員期間二十五年以上で厚生年金相当部分の二割相当としている原

案の規定を改め、これを二十年以上とすることとし、これに伴い所要の修正を行うこと。

三、本法律施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与額の計算については、五年間平均補正方式を採用することとしている原案の規定を改め、これに加えて個人ごとの全期間平均方式による額を参酌した調整を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となつております議案のうち、農林水産委員会で議了致しました農林漁業団体職員共済組合法改正案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度一元化等の改革の一環として、農林漁業団体職員共済組合法に基づく給付の適正化を図るとともに、農林漁業団体職員共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、内閣委員会、地方行政委員会

及び文教委員会と連合審査を行うとともに、公的年金制度一元化の今後のスケジュール、国鉄共済への対応と政府統一見解の意味、職域の独自性を反映させる方策、社会保障制度審議会の指摘に沿った関係者への理解の求め方、本改正における既得権及び期待権の保障のされ方、標準給与月額を全期間平均とする際に用いる補正率の見込み、給付水準のあり方と負担の適正化、本改正が年金財政に及ぼす影響、いわゆるつなぎ年金に対して国庫補助がなされない理由、定年延長の実態と年金支給開始年齢上げとの関係等各般にわたる質疑が行われました。

質疑を終わりましたところ、自由民主党・自由国民会議、民社党・国民連合を代表して北理事より、年金額の政策改定の要素に賃金を加えること等を内容とする修正案が提出され、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴きましたところ、やむを得ない旨の発言がありました。続いて、討論に入り、原案及び修正案について、日本社会党を代表して稲村委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して星理事より賛成、公明党・国民会議を代表して刈田委員より反対、民社党・国民連合を代表して田淵委員より賛成、日本共産党を代表して下田委員より反対

する旨の発言がありました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案及びこの修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘各派共同提案による十二項目からなる附帯決議を行いました。

以上、御報告致します。

○商工委員会

内閣提出法律案（二件）

| 番号 | 件名 | 院議先 | 提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|---|-----|-------|--|--|----|
| 2 | 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案 | 衆 | 六〇二〇六 | 付託 六〇二二〇 (予) 議決 六〇二二六 可決 六〇二二九 可決 | 付託 六〇二一六 議決 六〇二一五 可決 六〇二二三 可決 | |
| 4 | 特定石油製品輸入暫定措置法案 | 衆 | 一一三三 | 付託 一一三四 議決 一一三三 可決 | 付託 一一三八 議決 一一三三 修正 一一三三 修正 一一三六 修正 | |

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、今後一般電気事業会社の設備投資のための資金需要が大幅に増加する見通しであることにかんがみ、昭和五十一年に十年間の限時法として制定された一般電気

事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の期限を延長するとともに、一般ガス事業会社を対象から外し、一般電気事業会社についての社債発行限度倍率の拡大を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、題名を「一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法」に改め、一般ガス事業会社の社債発行限度に関する

る特例を廃止し、一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例を定めるものとする。

二、一般電気事業会社の社債発行限度倍率を現行の「商法の社債発行限度の四倍」から「六倍」に改正する。

三、法律が失効するものとされる期限の規定及び失効後の経過措置に関する規定を削除する。

委員長報告

ただいま議題となりました一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今後大幅に増大する見込みの一般電気事業会社に係る設備投資の資金需要に対処して、電気の安定供給を図るため、一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例措置を当分の間継続するとともに、その社債発行限度額を現行の商法に定められた社債発行限度額の特例措置である四倍から六倍に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、電気事業の設備投資及び資金調

達の見通し、電力債による公社債市場への影響、電力投資による内需拡大効果、電気料金と円高差益還元問題などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の市川理事より、本法律案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、円高差益の取り扱い等に関する附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

特定石油製品輸入暫定措置法案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、最近における石油製品貿易をめぐる国際環境の著しい変化等に伴い、我が国がこれまで輸入を行つていなかつた揮発油等の石油製品についても輸入を行つていく必要性が高まつていることにかんがみ、その輸入が円滑に行われることを確保するための措置を講じようとするも

のであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

「特定石油製品」とは、揮発油、灯油及び軽油をいう。

二、登録

(1) 特定石油製品の輸入の事業を行おうとする者は、特定石油製品の種類ごとに、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(2) 通商産業大臣は、登録の申請が次の条件に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

イ 申請に係る特定石油製品の輸入量が変動した場合に対応するため、石油製品の得率の調整を行うのに必要な設備を有すること。

ロ 申請に係る特定石油製品若しくは原油を貯蔵するために必要な施設を有すること。

ハ 申請に係る特定石油製品で輸入されるものについてその品質を調整し使用者の需要に適合させるために必要な設備を備えていること。

三、品質に関する勧告

通商産業大臣は、特定石油製品輸入業者が輸入した特定石油製品で販売しようとするものの品質が使用者の需

要に適合していないと認めるときは、当該輸入業者に対し、品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

四、輸入業者の努力

特定石油製品輸入業者は、当該製品の円滑な輸入に努めなければならない。

五、廃止

この法律は、昭和六十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

六、その他

罰則その他所要の規定を置く。

なお、衆議院において、本法律の廃止期限について、「昭和七十一年三月三十一日までに廃止するものとする」との修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました特定石油製品輸入暫定措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の国際石油情勢の緩和に伴い、揮発油

等の石油製品の国際市場が拡大し、我が国もこれまで輸入を行つていなかった石油製品について輸入を行う必要性が生じたため、当分の間、揮発油等の輸入業者について登録を行い、輸入の円滑化をはかるとともに、品質の確保に関する勧告ができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際石油情勢の見通し、我が国石油業界の諸問題、特定石油製品輸入業者の登録要件、衆議院での修正の経緯などについて、質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党福岡理事より反対、自由民主党・自由国民会議松岡理事より賛成、日本共産党市川理事より反対、参議院の会木本委員より反対の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対しては、「内外石油情勢の変化に対応して、適宜適切に本法の見直しをするべきである」との附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

○運輸委員会

本院議員提出法律案（一件）

| | | | | | | | |
|---|----|------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|----|
| 1 | 番号 | 件名 | 提出者 | 予備送來へ提 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
| | | 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案 | 小柳勇君 （月 日） （三 名） （六〇、二三九） | 六〇、三、二 | 付 六〇、二、二 未 了 | 付 六〇、三、二 （予） | |
| | | | | | 委員 託會 議委員 決會 議本會 決議 | 委員 託會 議委員 決會 議本會 決議 | |

ております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかをはじめ、言論・報道機関としてのNHKのあり方、放送衛星の打上げ延期とその活用方策、国際放送の充実強化等の諸問題について、政府、会計検査院並びに協会当局等に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもつてこれを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

金に加えて割増貸付けを行うものとし、割増貸付分の限度額及び利率は政令で定めようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、内需拡大のための緊急かつ時限的措置として、本法施行の日から昭和六十一年度末までの期間に限り、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、通常の貸付金に加えて割増貸付けを行うものとし、割増貸付分の限度額及び利率は政令で定めようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、青木理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国

民連合の各派共同提案に係る宅地供給の円滑化を図るための線引きの見直し及び関連公共施設の整備等の四項目を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

決算その他（三件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

| 件名 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | | 備考 |
|--|----------------------|----------|----|----|--------|----|----|----------------------|
| | | 付託 | 委員 | 議決 | 付託 | 委員 | 議決 | |
| 昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書 | 五九、二、三十一 （第百一回国会） | 六〇、五、三十一 | | | 六〇、二、四 | 議決 | 議決 | 百二回国会 大蔵大臣報告 続 |
| 昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 六〇、一、二九 （第百一回国会） | 一二九 | | | 一〇、四 | 議決 | 議決 | 百二回国会 続 |
| 昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 一二九 （第百一回国会） | 一二九 | | | 一〇、四 | 議決 | 議決 | 百二回国会 続 |

○議院運営委員会

規則・規程案（四件）

| 件名 | 提出者 | 提出日 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 備考 |
|------------------|---------|----------|-------|-------|----------------|----|
| 政治倫理綱領案 | 外 遠藤七要君 | 六〇、一〇、一四 | / | / | 可決 六〇、一〇、一四 | |
| 行為規範案 | 外 遠藤七要君 | 一〇、一四 | / | / | 可決 一〇、一四 | |
| 参議院政治倫理審査会規程案 | 外 遠藤七要君 | 一〇、一四 | / | / | 可決 一〇、一四 | |
| 参議院規則の一部を改正する規則案 | 外 遠藤八要君 | 一〇、一四 | / | / | 可決 一〇、一四 | |

政治倫理綱領案
行為規範案
参議院政治倫理審査会規程案

趣旨説明

ただいま議題となりました四案につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。
まず、政治倫理関係三案について申し上げます。

これら三案は、去る六月二十四日、本院の議決をもつて成立いたしました国会法の一部改正に伴い、同法が各議院の議決により定めることといたしております政治倫理綱領、行為規範及び政治倫理審査会に関する事項をそれぞれ定めようとするものであります。

また、三案は、いずれも参議院政治倫理協議会が、先般、政治倫理確立のための具体策として議長に報告し、各会派代表者懇談会の了承を得ました答申に基づいたものであります。

以下、三案の内容について御説明申し上げます。

まず、政治倫理綱領案について申し上げます。

本案は、政治倫理確立のため、議員の行動の基準を定めようとするもので、前文と五項目から成っております。

前文は、政治倫理の確立は、議会政治の根幹であり、我々議員は、国民の代表であることを自覚し、国民の信頼にもとめることのないよう努めなければならないこと、及び国会の権威と名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に資するため、本綱領を定めるものであるとしております。

第一項は、議員は、国民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、政治腐敗の根絶と政治倫理の向上に努めなけ

ればならないことを、

第二項は、議員は、主権者である国民に責任を負い、不断に任務を果たす義務を有するとともに、その言動が常に国民の注視のもとにあることを銘記しなければならないことを、

第三項は、議員は、全体の利益の実現を目指して行動することを本旨とし、特定の利益の実現を求め、公共の利益を損なうことがないよう努めなければならないことを、

第四項は、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、みずから疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならないことを、

第五項は、議員は、その本来の使命と任務達成のため積極的に活動し、国民の代表にふさわしい高い識見を養わなければならないことを定めております。

次に、行為規範案について申し上げます。

本案は、政治倫理綱領に基づき、具体的な行為の準則を定めようとするもので、六条から成っております。

第一条は、議員は、職務に関して廉潔を保持し、いやしくも公正を疑わせるような行為をしてはならないことを、

第二条は、議員は、自己の事業に係るもの等を除き報酬

を得ている企業または団体の名称、役職等を議長に届け出なければならぬことを、

第三条は、議長、副議長、常任委員長及び特別委員長は、一定の職を兼ねてはならぬことを、

第四条は、議員は、歳費等一定の収入以外の収入で所得税法の規定により申告された金額等が前年一年間に得た歳費相当額の半額を超える場合は、議長に届け出なければならぬことを、

第五条は、議員は、全会派の一致をもつて遵守すべき事項を申し合わせた場合には、忠実にこれに従わなければならないことを定めております。

なお、第六条は、本規範の実施に関する細則は、議長が定めることといたしております。

次に、参議院政治倫理審査会規程案について、その主な内容を申し上げます。

本案は、政治倫理審査会の審査の対象、組織、権限及び運営等について定めようとするもので、

第一に、審査会は、政治倫理確立のため、委員の三分の一以上の申し立てに基づき、議員が行為規範に著しく違反し、政治的道義的に責任があると認められるかどうかにつ

いて審査するものとしております。

第二に、審査会は、審査の申し立てをされた議員につき、政治的道義的に責任があると認めるときは、行為規範の遵守の勧告、一定期間の登院自粛の勧告または役員もしくは特別委員長の辞任の勧告を行うものとし、審査会がこれらの勧告をするには、委員の三分の二以上の多数による議決を要することとしております。

第三に、審査会は、事案の審査が終わつたときは、その概要及び審査結果を記載した報告書を議長に提出するものとし、議長は、その要旨を議院に報告することとしております。

第四に、審査会は委員十一人をもつて組織し、委員は所属議員十人以上の会派から、所属議員数の比率により、議院において選任することとしておりますが、所属議員十人以上の会派で委員の割り当てを受けない会派がある場合、及び審査の申し立てをされた議員の所属する会派が所属議員十人未満である場合について、当該会派が審査に参加できる方策を講じております。

また、審査会の会長は、審査会において委員が互選することとしております。

以上のほか、審査会の権限及び運営、議員の傍聴、会議録の作成など所要の事項について定めることとしております。

なお、行為規範案及び参議院政治倫理審査会規程案は、国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしたしております。

以上でございますが、政治倫理審査会規程に關し、議院運営委員会理事会において、一、審査会の審査は、会期にかかわらず継続して行われるものとする。二、事案の審査中、当該事案の申し立てを行つた委員がすべて委員でなくなつた場合においても、事案は存続するものとする。三、審査会の運営は、委員会の運営に準ずるものとするとの三項目の申し合わせをいたしましたことを申し添えます。

次に、参議院規則の一部を改正する規則案について申し上げます。

本案は、参議院改革協議会が、先般、議長に報告し、各会派代表者懇談会の了承を得ました答申に基づくもので、本院規則中、実情に合わない規定、意味を明確にする必要がある規定等について整理を行おうとするものであります。

以下、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、主査は、議院において、委員長の報告を補足することができるとの規定など三規定は、いずれも実情に合わないため、削除することとしております。

第二に、委員会の審査手続に關する規定、傍聴席の区分に關する規定及び懲罰事犯がある場合に議長のとる措置に關する規定について、その意味を明確にするため、所要の改正を行うこととしております。

第三に、常任委員会は会期ごとに議長の承認を得て調査を行つておりますが、これを常任委員会は、議長の承認を得ることなく、その所管に属する事件について調査することができるとしております。

第四に、請願の委員会における議決区分につきましては、本会議における議決態様に即して、請願を採択すべきか否かを決定することとしております。

第五に、参議院公報の発行について、その根拠を規則上明らかにする等のため、新たに一章一条を設けることとしております。

以上が四案の提案の趣旨及び内容でございます。何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

参議院規則の一部を改正する規則案

趣旨説明

七二ページ参照

○委員会付託に至らなかったもの

内閣提出法律案（二件）

| 番号 | 件名 | 院議先 | 提出日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|---------------------|-----|------|----------------|----------------|----------------|
| 11 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 | 衆 | 〇二、九 | 付託 議決 議決 | 付託 議決 議決 | |
| 12 | 職業安定法等の一部を改正する法律案 | 〃 | 一三、九 | | | |
| | | | | | | （社会労働） 継続審査 |
| | | | | | | （社会労働） 継続審査 |

三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

| 計 | 災害対策 | 建設 | 逓信 | 運輸 | 商工 | 農林水産 | 社会労働 | 文教 | 大蔵 | 外務 | 法務 | 地方行政 | 内閣 | 委員会 | | | 備考 | |
|------|------|----|----|----|----|------|------|-----|----|----|----|------|-----|-----|----|-----|----|-----------------|
| | | | | | | | | | | | | | | 付託 | 採択 | 不採択 | | |
| 一一〇四 | 一 | 一二 | 三 | 二五 | 一六 | 六一 | 三三八 | 一三三 | 九七 | 三七 | 一一 | 二二 | 三四九 | 七 | 〇 | 三四二 | 七 | 内閣に送付するを要しないもの一 |
| 一四〇 | 〇 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 二 | 一五 | 一二三 | 〇 | 〇 | 〇 | 一 | 七 | 〇 | 〇 | 二〇 | 一 | |
| 九六四 | 一 | 一一 | 三 | 二四 | 一六 | 五九 | 三三三 | 二〇 | 九七 | 三七 | 一一 | 二〇 | 三四二 | 七 | 〇 | 二〇 | 一 | |
| 一四〇 | 〇 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 二 | 一五 | 一二三 | 〇 | 〇 | 〇 | 一 | 七 | 七 | 〇 | 二〇 | 一 | |

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

七件

傷病恩給等の改善に関する請願（第一九号）

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願（第六〇六号外四件）

台湾人元日本軍人軍属の補償に関する請願（第一〇六七号）
（内閣に送付するを要しないもの）

○地方行政委員会

一件

職務執行命令訴訟制度に関する請願（第三九八号）

○文教委員会

一一三件

学校事務職員等に係る義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第七七号）

私学助成の大幅増額に関する請願（第九八号外三件）

てんかんに悩む児童・生徒の教育充実に関する請願（第三

○七号）

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第五〇五号外一〇六件）

○社会労働委員会

一五件

国民健康保険の財政に関する請願（第四一号）

国民健康保険財政の健全化に関する請願（第七四号）

小規模障害者作業所の助成に関する請願（第三〇五号）

輸血及び血液製剤のエイズ汚染排除等に関する請願（第六

〇二号外三件）

保育所制度の充実に関する請願（第六七四号外七件）

○農林水産委員会

二一件

農林水産物市場開放阻止に関する請願（第四二号）

昭和六十一年産米の良質米奨励金現行確保に関する請願（第七六号）

○運輸委員会

一件

不法な車検代行業者の排除に関する請願（第一〇七一号）

○建設委員会

一件

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願（第一号）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

| | |
|----------------------|---|
| 昭和六十年 十一月二十六日 火曜日 | 派遣委員から報告を聴いた。 |
| 十二月 十九日 木曜日 | 中期防衛力整備計画に関する件について中曾根内閣総理大臣から発言があつた後、加藤防衛庁長官から報告を聴いた。 |

○地方行政委員会

| | |
|----------------------|--|
| 昭和六十年 十一月 十九日 火曜日 | 派遣委員から報告を聴いた。 |
| 十二月 五日 木曜日 | 元警察最高幹部の選挙立候補に関する件、地方公務員制度研究会が作成した給与改定資料に関する件、公務員給与制度の改定に関する件、刑事犯罪人の護送体制に関する件、国電ゲリラ多発事件とゲリラ対策に関する件、日航機一二三便墜落事故の搜索救難活動に関する件、補助金一率カットと来年度予算編成に関する件等について古屋国務大臣、政府委員、人事院、運輸省及び日本国有鉄道当局に対し質疑を行つた。 |

○法務委員会

昭和六十年
十一月 十四日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十一月二十六日 火曜日

外国人登録法による指紋押捺制度に関する件、特別養子に関する件、靖国神社公式参拝に関する件、マスコミの過剰報道に関する件、市販飲料への毒物混入事件に関する件、精神障害を理由とする不起訴処分に関する件、日航機墜落事故に関する件、いじめ問題に関する件、少年法による保護処分に対する「再審」に関する件等について嶋崎法務大臣、政府委員、厚生省、警察庁、郵政省、最高裁判所、農林水産省、文部省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

十二月 十九日 木曜日

三浦和義君逮捕に際しての人権問題等に関する件、国家賠償請求事件の公判における警察官の傍聴に関する件、帰還北朝鮮人の日本人妻の里帰り促進等に関する件、日弁連の外国人弁護士受入れ案に対する米国通商代表部の非難声明に関する件、子の権利確保のための協議離婚制度改善に関する件等について嶋崎法務大臣、政府委員、警察庁、最高裁判所、外務省、労働省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

昭和六十年
十一月 七日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十二月 十日 火曜日

日ソ関係に関する件、日米経済摩擦に関する件、経済協力・青年海外協力隊に関する件、ユネスコ改革に関する件、アパルトヘイトに関する件、婦人の雇用問題に関する件、SDIに関する件、国際災害救助活動に関する件、アフガニスタン問題に関する件、米国の核戦略と上瀬谷通信施設に関する件、極東配備のSS20に関する件、ソ連・北朝鮮関係に関する件、日朝関係に関する件等について安倍外務大臣、政府委員、法務省、経済企画庁、会計検査院、運輸省、大蔵省、通商産業省、労働省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○大蔵委員会

昭和六十年 十一月 十二日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十一月 十四日 木曜日

单身赴任者旅費に関して竹下大蔵大臣から報告を聴いた。

税制改革の基本問題に関する件、五か国蔵相会議の合意による為替介入問題に関する件、今後の経済見通しに関する件、累積債務国への援助構想に関する件、非課税貯蓄への低率課税化問題に関する件、円高に伴う輸出関連中小企業の経営悪化への対応策に関する件、老人保健制度の見直しに関する件等について竹下大蔵大臣、政府委員、中小企業庁、厚生省当局、参考人税制調査会会長小倉武一君及び日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行った。

○文教委員会

昭和六十年

十一月二十一日

木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

登校拒否児童、生徒の対応に関する件、私立日生学園高等学校の運営に関する件、国立大学受験機会の複数化に関する件、同和教育に関する件、兵庫教育大学の附属小学校に関する件、国鉄の分割民営化に伴う通学定期券等の関係に関する件、義務教育費国庫負担制度維持に関する件、国際理科テストの成績に関する件、四十人学級の実現に関する件、臨時教育審議会における教育基本法の検討に関する件、いじめ問題の現状と対策に関する件、幼稚園教育に関する件、昭和六十四年度以降の高校進学者急減対策に関する件、文書館拡充に関する件、児童・生徒の問題行動と教育条件の改善に関する件等について松永文部大臣、政府委員、厚生省、日本国有鉄道、総理府、法務省、総務庁及び警察庁当局に対し質疑を行った。

十一月二十六日 火曜日

我が国の初等中等教育及び大学教育の水準に関する件、医師、歯科医師の臨床研修に関する件、医学教育における医の倫理の重要性に関する件、初等中等教育における生命尊厳についての教育に関する件、学校法人福田学園の運営に関する件、大学入学資格検定試験の現状及び年齢制限に関する件、子供の非行化に対する日本弁護士連合会の報告書に関する件、国立、私立中学校の難解な入試問題に関する件等について松永文部大臣、政府委員、厚生省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

臨時教育審議会における審議状況に関する件について参考人臨時教育審議会会長岡本道雄君、同審議会第一部会長天谷直弘君及び同審議会第四部会長飯島宗一君に対し質疑を行った。

○社会労働委員会

昭和六十年
十一月 十四日 木曜日

最近の雇用失業情勢と今後の雇用対策に関する件、茨城県友部自動車学校における労働争議に関する件、昭和六十一年度労働省予算概算要求における重点施策に関する件、男女雇用機会均等法の指針案と省令案に関する件、国鉄改革についての職員の意見調査の問題に関する件、心身障害者の雇用対策に関する件、タクシー運転者のシートベルト装着に伴う労働安全衛生対策に関する件等について山口労働大臣、政府委員、警察庁、日本国有鉄道及び運輸省当局に対し質疑を行った。

派遣委員から報告を聴いた。

十一月二十六日 火曜日

退職者医療制度に係る見込み違いに関する件、国民健康保険制度の抜本改革に関する件、昭和六十一年度以降の高率補助金の在り方に関する件、米国製護身具スタンガンの規制に関する件、エイズ（後天性免疫不全症候群）の対策に関する件、PCB入りノーカーボン紙の保管・処理に関する件、水銀入り乾電池の処理に関する件、昭和六十一年度厚生省予算の予算編成に関する件、佛祥庵（静岡県富士市）における暴行・傷害事件に関する件、医療法の改正と歯科保健の推進に関する件、歯科医師の将来需給に関する件、農薬パラコート剤の保管・販売規制に関する件、へき地医療対策に関する件、国立病院・療養所の統合再編成に関する件、老人保健制度の見直しに関する件、腎移植対策に関する件、ATL（成人T細胞白血病）対策に関する件等について増岡厚生大臣、政府委員、自治省、警察庁、通商産業省、厚生省、法務省、建設省、消防庁、農林水産省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

昭和六十年

十一月二十二日 金曜日

当面の農林水産行政に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、運輸省、日本国有鉄道、厚生省、外務省及び環境庁当局に対し質疑を行った。
森林・林業・林産業の活力増進に関する決議を行った。

十二月 十九日 木曜日

北洋漁業の安定確保に関する決議を行った。

○商工委員会

昭和六十年

十一月 十二日 火曜日

十一月二十一日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

灯油価格、電気料金等の円高差益消費者還元問題に関する件、国鉄の分割・民営化と産業輸送等に関する件、円高の輸出関連中小企業に対する影響に関する件、内需拡大に関する件、中小企業の情報化に関する件、貿易摩擦とドル高是正に関する件、原子力発電所事故に関する件、ねじ業界の振興対策に関する件、中小企業の海外進出に関する件、航空機の開発と安全性に関する件、国鉄の中小企業事業分野進出に関する件、生協に対する灯油出荷停止に関する件、製品輸入の拡大に関する件等について村田通商産業大臣、金子経済企画庁長官、政府委員、通商産業省、運輸

○運輸委員会

省、日本国有鉄道当局及び参考人日本銀行総務局長深井道雄君に対し質疑を行った。

昭和六十年
十一月二十一日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

航空交通規制緩和に関する件、港湾施設の有効活用に関する件、行政書士と自動車関連業界とのトラブルに関する件、大阪国際空港運航規制に関する件、国鉄問題に関する件、地下鉄の経営一元化問題に関する件、日航機墜落事故に関する件、日本航空株式会社の経営問題に関する件及び三光汽船問題に関する件について山下運輸大臣、政府委員、杉浦日本国有鉄道総裁、運輸省、自治省、会計検査院、大蔵省、防衛庁当局、参考人日本国有鉄道再建監理委員会委員長長亀井正夫君、日本航空株式会社代表取締役社長高木養根君、同社専務取締役平沢秀雄君及び日本鉄道建設公団総裁内田隆滋君に対し質疑を行った。

十二月 十日 火曜日

貨物鉄道会社に関する件、国鉄の余剰人員問題に関する件、タクシーの運賃制度に関する件、車検代行業に関する件、埼京線開通に伴う影響に関する件、国鉄再建問題に関する件、航空業界の自由競争に関する件、明石架橋に関する件、国鉄所有地の売却問題に関する件、国鉄の鉄道施設に対する破壊活動に関する件、総合交通体系に関する件、日航機墜落事故に関する件等について山下運輸大臣、杉浦日本国有鉄道総裁、運輸省、日本国有鉄道、総理府、大蔵省、建設省、会計

○通信委員会

検査院当局及び参考人日本国有鉄道再建監理委員会委員長代理加藤寛君に対し質疑を行つた。

昭和六十年
十二月 三日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

小包郵便物の拡充施策に関する件、郵便事業財政の見通しと財政悪化の抑止策に関する件、郵政省の小口預貯金金利自由化への対応策に関する件、非課税貯蓄制度に関する件、テレビ放送番組編成の適正化問題に関する件、無線設備機器の型式検定制度に関する件、情報通信産業の育成・振興策に関する件、郵便局における国債販売の再開に関する件、簡保の加入限度額引上げ問題に関する件、日米通信摩擦問題に関する件、CATVの道路占用問題に関する件、INSモデルシステムの改善策に関する件、OTHレーダーによる電波障害に関する件、日本電信電話株式会社
の営業活動姿勢に関する件、東京・大阪における民放FM局の申請状況とその免許の在り方に関する件等について左藤郵政大臣、政府委員、文部省、法務省、建設省当局、参考人社団法人日本民間放送連盟専務理事泉長人君、日本電信電話株式会社常務取締役岩下健君及び同社取締役・技術企画本部長村上治君に対し質疑を行つた。

十二月 十日 火曜日
(電気通信の新体制等に関する)

新電電の新体制移行に伴う諸問題に関する件について参考人日本電信電話株式会社常務取締役児島仁君、特別第二種電気通信事業者協議会会長金岡幸二君、社団法人日本情報通信振興協会会長

る小委員会)

志場喜徳郎君及び東京大学工学部助教授浅野正一郎君から意見を聴いた。

○建設委員会

昭和六十年
十一月二十八日 木曜日

地震対策に関する件、国有地の有効活用推進の在り方に関する件、大京観光の土地・建物取引に関する件、住宅減税に関する件、地価評価に関する件、地代家賃統制令の廃止問題に関する件、火山の爆発対策に関する件等について木部建設大臣、河本国土庁長官、政府委員、大蔵省、内閣官房、自治省当局、参考人東京都立大学教授渡部丹君及び住宅・都市整備公団理事京須實君に対し質疑を行った。

○予算委員会

昭和六十年
十一月 一日 金曜日

予算の執行状況に関する件について中曾根内閣総理大臣、加藤防衛庁長官、安倍外務大臣、竹下大蔵大臣、村田通商産業大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行った。

十一月 二日 土曜日

予算の執行状況に関する件について中曾根内閣総理大臣、竹下大蔵大臣、安倍外務大臣、山口労

働大臣、古屋自治大臣、増岡厚生大臣、木部建設大臣、加藤防衛庁長官、村田通商産業大臣、山下運輸大臣、金子経済企画庁長官、松永文部大臣、政府委員、杉浦日本国有鉄道総裁及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
派遣委員から報告を聴いた。

十一月 五日 火曜日

予算の執行状況に関する件について中曾根内閣総理大臣、竹下大蔵大臣、村田通商産業大臣、金子経済企画庁長官、左藤郵政大臣、増岡厚生大臣、加藤防衛庁長官、山下運輸大臣、政府委員、杉浦日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道当局、参考人日本銀行総裁澄田智君及び日本貿易振興会理事長赤澤璋一君に対し質疑を行った。

十一月 六日 水曜日

予算の執行状況に関する件について中曾根内閣総理大臣、竹下大蔵大臣、金子経済企画庁長官、村田通商産業大臣、山下運輸大臣、後藤田総務庁長官、山口労働大臣、増岡厚生大臣、安倍外務大臣、藤波内閣官房長官、加藤防衛庁長官、政府委員、杉浦日本国有鉄道総裁及び参考人日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行った。

○決算委員会

昭和六十年
十一月二十七日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○国民生活・経済に関する調査特別委員会

昭和六十年
十一月 八日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

内需拡大等に関する件について金子経済企画庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、同長官、政府委員、労働省、外務省、通商産業省、大蔵省、資源エネルギー庁、国土庁、中小企業庁、建設省当局及び参考人日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行った。

十一月 二十日 水曜日
(生活条件整備検討小委員会)

地域コミュニティ施設及び施策の現状と展望について政府委員から説明を聴き、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った後、参考人東京都立大学人文学部教授倉沢進君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行った。

十一月 二十七日 水曜日
(高齢化社会検討小委員会)

中間施設に関する懇談会中間報告について参考人中間施設に関する懇談会委員佐分利輝彦君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行った後、高齢化社会を支える負担・財源問題について参考人中央大学教授丸尾直美君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行った。

十二月 四日 水曜日
(技術革新に伴う産業・雇用
構造検討小委員会)

技術革新に関する欧米諸国の経験と取り組み状況について参考人マイクロエレクトロニクスと労働に関する国際シンポジウム組織委員会委員原正治郎君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行った後、バイオテクノロジーの産業・社会に及ぼす影響について参考人日経マグローヒル株式会社日経バイオテク編集長宮田満君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行った。

○外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

昭和六十年

十一月 十三日 水曜日

(国際経済問題小委員会)

経済摩擦に関する件について政府委員及び経済企画庁当局から説明を聴いた後、政府委員、中小企業庁、資源エネルギー庁、通商産業省、経済企画庁当局及び参考人日本銀行総務局長深井道雄君に対し質疑を行った。

十一月 二十日 水曜日

外交・総合安全保障に関する件について安倍外務大臣、加藤防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

派遣委員から報告を聴いた。

十一月二十七日 水曜日

(外交問題小委員会)

国際平和年と日本外交について参考人国際連合大学学長スジャトモコ君、上智大学教授緒方貞子君、前国際連合日本政府代表部特命全権大使西堀正弘君及び東京大学教授五十嵐武士君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

十二月 六日 金曜日

(安全保障問題小委員会)

安全保障問題に関する件について政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○科学技術特別委員会

昭和六十年

十月 十四日 月曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十一月二十七日 水曜日

鉄筋コンクリートの耐久性に関する件、放射性廃棄物に関する件、日本原子力研究所の在り方に関する件、行革審答申と科学技術行政に関する件等について竹内科学技術庁長官、政府委員、建設省、通商産業省、文部省、厚生省、気象庁当局及び参考人日本原子力研究所副理事長石川寛君に対し質疑を行った。

十二月 六日 金曜日

海洋開発に関する件について参考人三菱重工業株式会社技術本部顧問岡村健二君及び東京水産大学助教授大森信君から意見を聴いた後、本件について意見の交換を行った。

○環境特別委員会

昭和六十年

十一月 二十日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

公害及び環境保全対策に関する件について石本環境庁長官、政府委員、運輸省、環境庁、厚生省、農林水産省、建設省、外務省、科学技術庁、文部省、法務省及び日本国有鉄道当局に対し質疑を行った。

十二月 十一日 水曜日

公害及び環境保全対策に関する件について石本環境庁長官、政府委員、林野庁、建設省、厚生省、自治省、労働省、通商産業省、警察庁、文化庁、消防庁及び気象庁当局に対し質疑を行った。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

昭和六十年
十二月 四日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十二月 六日 金曜日

沖繩県民の意識に関する世論調査に関する件、石垣新空港建設問題に関する件、米軍基地内未契約地の使用権原の取得に関する件、万国津梁の鐘の鐘銘に関する件、沖繩の航空行政に関する件、自由貿易地域に関する件、つづれ地問題に関する件、那覇空港の民間と自衛隊の共同使用に関する件、F4移駐とシーレーン防衛との関係に関する件、第二次振計後期プロジェクトに関する件、円高ドル安の沖繩への影響に関する件、米軍基地内日本人労働者の身分保障に関する件等について藤本沖繩開発庁長官、政府委員、環境庁、文化庁、運輸省、防衛施設庁、大蔵省、参議院法制局、建設省、自治省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○エネルギー対策特別委員会

昭和六十年
十一月二十二日 金曜日

動力炉・核燃料開発事業団の見学者の接遇に関する件、動力炉・核燃料開発事業団貯蔵工学センターの立地についての北海道幌延町における調査に関する件、核燃料廃棄物の現状と処理対策に関する件、石油製品の需給対策に関する件、エネルギー対策の財源確保に関する件及び円高対策に関する件について竹内科学技術庁長官、村田通商産業大臣、政府委員、会計検査院、北海道開発庁、大蔵省当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長吉田登君に対し質疑を行った。

(付) 1 参議院役員一覧

| 役員 | 召集日 | 会期中選任 | |
|-----------|----------------|-------------------|--|
| 議長 | 木村睦男君 | | |
| 副議長 | 阿具根登君 | | |
| 常任委員 長 | 内閣 | 亀長友義君 | |
| | 地方行政 | 増岡康治君 | |
| | 法務 | 二宮文造君 | |
| | 外務 | 最上進君 | |
| | 大蔵 | 山本富雄君 | |
| | 文教 | 林寛子君 | |
| | 社会労働 | 岩崎純三君 | |
| | 農林水産 | 成相善十君 | |
| | 商工 | 下条進一郎君 | |
| | 運輸 | 鶴岡洋君 | |
| | 逓信 | 大森昭君 | |
| | 建設 | 小山一平君 | |
| | 予算 | 安田隆明君 | |
| | 決算 | 丸谷金保君 | |
| | 議院運営 | 遠藤要君 | |
| 懲罰 | 森田重郎君 | | |
| 特別委員 長 | 国民生活 | 山田讓君 | |
| | 外交・安保 | 植木光教君 | |
| | 科学技術 | 馬場富君 | |
| | 環境 | 矢田部理君 | |
| | 災害対策 | 志苦裕君 | |
| | 選挙制度 | 原文兵衛君 | |
| | 沖縄・北方 エネルギー | 夏目忠雄君 沢田一精君 | |
| 事務総長 | 指宿清秀君 | 加藤木理勝君 (60.12.20) | |

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 60.12.21 現在)

| 会 派 | 議員数 | ①昭61.7.7 任期満了 | | | ②昭64.7.9 任期満了 | | |
|---------------------|---------|---------------|-------|--------|---------------|-------|---------|
| | | 全 国 | 地 方 | 計 | 比 例 | 選 挙 | 計 |
| 自由民主党・自由国民会議 | 139(7) | 19(2) | 50(1) | 69(3) | 20(4) | 50 | 70(4) |
| 日 本 社 会 党 | 42(3) | 8(1) | 13 | 21(1) | 9(1) | 12(1) | 21(2) |
| 公 明 党 ・ 国 民 会 議 | 27(2) | 9 | 4 | 13 | 8(2) | 6 | 14(2) |
| 日 本 共 産 党 | 14(5) | 3(1) | 4(2) | 7(3) | 5(2) | 2 | 7(2) |
| 民 社 党 ・ 国 民 連 合 | 13(1) | 3 | 3 | 6 | 4 | 3(1) | 7(1) |
| 参 議 院 の 会 | 3 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| 新 政 ク ラ ブ | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 二 院 ク ラ ブ ・ 革 新 共 闘 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 各 派 に 属 し な い 議 員 | 4(1) | 2(1) | 1 | 3(1) | 0 | 1 | 1 |
| 欠 員 | 4 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 252(19) | 50(5) | 76(3) | 126(8) | 50(9) | 76(2) | 126(11) |

※ ()内は婦人議員数